



2020年1月31日

各 位

上場会社名	株 式 会 社	ユニカフェ
代 表 者	代表取締役社長	岩 田 齊
コード番号	2597	(東証一部)
問 合 せ 先	執 行 役 員	
	管理本部長	新 述 孝 祐
電 話 番 号	03-5400-5444	(代表)

当社子会社設立、当該子会社へのキューリグ関連事業の 会社分割及び新設会社の株式譲渡に関する契約締結に関するお知らせ

当社は、2019年12月27日付けで、既に基本合意締結のお知らせをさせていただいております、「当社キューリグ関連事業の会社分割及び新設会社の株式の譲渡に関する基本合意書締結のお知らせ」に関し、本日開催の当社取締役会において、当社の100%子会社として株式会社ユニカフェ・カプセル事業分割準備会社（以下「分割準備会社」といいます。）を新たに設立し、昨年1月4日付けでUCCグループより取得いたしましたキューリグ関連事業の販売機能（以下「対象事業」といいます。）に関する権利義務の一部を承継させる「吸収分割契約書」（以下「本吸収分割契約」といい、当該吸収分割を「本吸収分割」といいます。）及び、本吸収分割契約の締結と同時に、当社と親会社であるユーシーシーホールディングス株式会社（以下「UCCホールディングス」といいます。）との間において、本吸収分割の効力発生日である2020年4月1日（予定）に当社が保有する分割準備会社の株式の一部をUCCホールディングスに譲渡する「株式譲渡契約」（以下「本株式譲渡契約」といい、当該譲渡を「本株式譲渡」といいます。）（以下総称して「本件取引」といいます。）を締結する旨決議し、同日に締結いたしましたので、お知らせいたします。

I. 本件取引の概要

コーヒーを取り巻く環境は、コンビニエンスストア各社によるカウンターコーヒーの拡大や小型ペットボトルコーヒーが清涼飲料市場で急速に存在感を強めたことにより、従来の缶コーヒーの購買客層とは異なる若年層や女性などへの販路が拡大しており、また家庭内においても一杯抽出型マシンやドリップコーヒーバッグなどの飲み方の多様化が進んだことにより、レギュラーコーヒー市場が加速度的に伸長しております。

このような市場環境におきまして、当社は中期事業計画の中で、主力事業であるコーヒー豆を焙煎し大手飲料メーカーに提供させていただく『工業用事業』とカフェ・レストラン・コンビニエンスストアやオフィス・ホテル等にコーヒーを提供させていただく『業務用事業』に加えて、『一杯抽出事業（シングルサーブ事業）』と呼ばれる分野に進むべき方向を定め、昨年1月4日付けでユーシーシー上島珈琲株式会社（以下「UCC上島珈琲」といいます。）及びその子会社であったキューリグ・エフイー株式会社（以下「KFE」といいます。）から吸収分割及び事業譲渡の方法によってキューリグ関連事業を取得し、既存事業であるドリップコーヒーバッグと共に一杯抽出事業の中心となるカプセル型コーヒーシステムを中期事業計画の重要な事業の位置づけで展開をして

おります。

また、当社は、コアコンピタンスである『味の均一性・再現性』をキューリグ関連事業においても優位に展開すべく、コーヒーは基より紅茶・日本茶の分野において全国にチェーン展開している企業や地域に密着しているコーヒー焙煎業のトップブランド（以下「ブランドパートナー」といいます。）と組み、既に昨年度末現在で 11 ブランド 13SKU のキューリグカプセルを発売し、キューリグ関連事業の価値向上に注力しております。来年度に向けても更に新たなブランドパートナーとの連携を鋭意進めており、キューリグカプセルを市場に投入すべく各方面の販売会社（以下「ディストリビューター」といいます。）とも積極的に連携して参ります。

このような事業戦略の中で、一杯抽出事業を取り巻く市場環境は競争が激化している他、市場が急速なスピードで拡大することが見込まれております。その環境の変化に対して、当社はブランドパートナー・ディストリビューターと共に更なる成長戦略の実行が不可欠であり、それを実行するための組織強化や経営資源の確保のため、UCCグループ各社のリソースへのアクセスが必要であると判断し、本件取引を行うものであります。

なお、当社は、UCCホールディングスからの経営の独立性確保の観点から、リソース確保が必要な対象事業のみを分割し、UCCホールディングスが分割準備会社株式の一部を所有することとしたものです。

II. 子会社の新設

1. 子会社設立の目的

「I. 本件取引の概要」をご参照下さい。

2. 子会社設立の要旨

(1) 日程

① 取締役会決議	2020年1月31日
② 設立年月日	2020年1月31日

(2) 子会社の概要

(2020年1月31日現在)

① 商号	株式会社ユニカフェ・カプセル事業分割準備会社	
② 所在地	東京都港区新橋六丁目1番11号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 新述 孝祐	
④ 事業内容	キューリグマシン及びキューリグカプセル等の販売事業	
⑤ 資本金	(2020年1月31日現在) 1,000,000円 (本吸収分割後) 50,000,000円	
⑥ 設立年月日	2020年1月31日	
⑦ 大株主及び持株比率	(2020年1月31日現在) 当社 100% (本株式譲渡後) 当社 51%、UCCホールディングス 49%	
⑧ 決算期	12月31日	
⑨ 上場会社と当該会社の関係	資本関係	2020年1月31日現在において、当社は分割準備会社の発行済株式の100%を保有しております。 なお、本吸収分割の効力発生後に本株式譲渡を行う予定であり、その結果、当社は分割準備会社の発行済株式の51%を保有し、UCCホールディングスは分割準備会社の発行済株式

		の49%を保有する予定です。
	人的関係	2020年1月31日現在においては、当社の執行役員 管理本部長である新述孝祐が分割準備会社の代表取締役社長を兼任しております。
	取引関係	2020年1月31日現在においては、該当事項はございません。 なお、本吸収分割の効力発生後においては、当社は分割準備会社よりキューリグカプセル「K-Cup」の製造を受託する予定です。

(注1) 本株式譲渡の相手先の概要は、「IV. 株式譲渡 (3) 株式譲渡の相手先の概要」をご参照下さい。

III. 本吸収分割

1. 本吸収分割の目的

「I. 本件取引の概要」をご参照下さい。

2. 本吸収分割の要旨

(1) 本吸収分割の日程

① 取締役会決議	2020年1月31日
② 分割契約締結日	2020年1月31日
③ 効力発生日	2020年4月1日(予定)

(注1) 本吸収分割は、当社では、会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割の規定により株主総会の承認手続きを経ずに行う予定です。

(注2) 本吸収分割に係る協議及び手続を進める中で、対象事業の承継方法、手続及び日程を変更する可能性があります。

(2) 本吸収分割の方式

当社を吸収分割会社とし、「II. 子会社の新設」において当社が設立する分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割の手法により、対象事業に関する資産、負債、契約その他の権利義務の全部または一部を分割準備会社が承継いたします。

(3) 本吸収分割に係る割当ての内容

分割準備会社は、本吸収分割に際して、分割準備会社の普通株式300株を発行し、そのすべてを当社に対して割当交付いたします。

(4) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していないため、該当事項はありません。

(5) 本吸収分割により増減する資本金

該当事項はございません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

対象事業に関する資産、負債、契約その他の権利義務の全部または一部を分割準備会社が承継いたします。

(7) 債務履行の見込み

対象事業が産み出すキャッシュフローは相応の水準にあることから、吸収分割承継会社である分割準備会社による債務履行の見込みについては、特段の問題は無いと判断しております。

3. 本吸収分割の当事会社の概要

(1) 吸収分割会社

(2018年12月31日現在)

① 名 称	株式会社ユニカフェ			
② 所 在 地	東京都港区新橋六丁目1番11号			
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岩田 斉			
④ 事 業 内 容	コーヒーの焙煎加工・販売事業等			
⑤ 資 本 金	4,216,500,000円			
⑥ 設 立 年 月 日	1972年11月7日			
⑦ 発 行 済 株 式 数	13,869,200株			
⑧ 決 算 期	12月末			
⑨ 従 業 員 数	131人			
⑩ 主 要 取 引 先	ユーシーシー上島珈琲株式会社、タリーズコーヒージャパン株式会社、アサヒ飲料株式会社			
⑪ 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、三菱UFJ銀行			
⑫ 大株主及び持株比率	ユーシーシーホールディングス株式会社 50.53%			
⑬ 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態				
	決算期	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期
純資産(千円)		6,453,322	6,741,935	6,742,556
総資産(千円)		10,317,644	9,941,026	9,843,339
1株当たり純資産(円)		531.55	555.34	565.00
売上高(千円)		8,757,116	10,454,358	10,448,475
営業利益(千円)		279,928	293,703	26,543
経常利益(千円)		288,835	306,773	339,762
当期純利益(千円)		226,302	309,487	472,739
1株当たり当期純利益(円)		17.05	25.49	39.56
1株当たり配当金(円)		8	8	8

(2) 吸収分割承継会社

「Ⅱ. 子会社の新設 2. 子会社設立の要旨 (2) 子会社の概要」をご参照下さい。

5. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する事業部門の事業内容

当社のキューリグ関連事業における一杯抽出コーヒー抽出機の「KEURIG」、その抽出機で使われるカプセル「K-Cup」、抽出機に付帯して使われるアクセサリー等その他関連製品の販売。

(2) 分割する部門の経営成績

	対象事業
売上高（2019年12月期）	1,071百万円

（注1）2019年12月期の決算は未確定のため、見込みで記載をしております。

（注2）当社は2019年12月期から対象事業を行っているため、2018年12月度の実績はございません。

(3) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価格

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	360百万円	流動負債	74百万円
固定資産	77百万円	固定負債	1百万円
合計	437百万円	合計	75百万円

（注1）分割する資産、負債の帳簿価格は、2019年9月末時点のものであり、効力発生日において変動が見込まれることから、補正が行われる予定です。

6. 本吸収分割後の吸収分割会社及び吸収分割承継会社の状況

(1) 吸収分割会社の状況

当社の本吸収分割後の状況については、商号、所在地、代表者の役職・氏名、決算期の変更はありません。

(2) 吸収分割承継会社の状況

吸収分割承継会社である分割準備会社の本吸収分割後の状況については、「Ⅱ. 子会社の新設 2. 子会社設立の要旨（2）子会社の概要」をご参照下さい。なお、本吸収分割後には商号や代表者等の変更を予定しております。詳細が変更された場合は変更次第速やかに開示いたします。

7. 会計処理の概要

本吸収分割は、共通支配下の取引に該当いたします。本件取引における会計処理の概要については、確定次第速やかに開示いたします。

IV. 株式譲渡

1. 本株式譲渡の理由

「Ⅰ. 本件取引の概要」をご参照下さい。

2. 本株式譲渡の要旨

(1) 日程

① 取締役会決議	2020年1月31日
② 株式譲渡契約締結日	2020年1月31日

③ 効力発生日	2020年4月1日(予定)
---------	---------------

(2) 株式譲渡する当社子会社の概要

「Ⅱ. 子会社の新設 2. 子会社設立の要旨 (2) 子会社の概要」をご参照下さい。

(3) 株式譲渡の相手先の概要

(2018年12月31日現在)

① 名称	ユーシーシーホールディングス株式会社	
② 所在地	兵庫県神戸市中央区多聞通五丁目1番6号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 上島 豪太	
④ 事業内容	グループ全体の経営方針の策定及び経営管理等	
⑤ 資本金	100百万円	
⑥ 設立年月日	1951年5月28日	
⑦ 純資産	42,051百万円	
⑧ 総資産	92,356百万円	
⑨ 大株主及び持株比率	上島 豪太 55.39%	
(9) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	UCCホールディングスは当社株式を7,008,600株(所有割合(注)50.53%)所有しております。
	人的関係	当社取締役である上島豪太氏、志村康昌氏は、親会社であるUCCホールディングスの代表取締役及び取締役を兼務しております。
	取引関係	当社はUCCホールディングスとの間で賃貸借等に関する取引関係があります。
	関連当事者への該当状況	UCCホールディングスは当社の主要株主であり、関連当事者に該当いたします。

(注) 所有割合とは、当社が2019年11月14日に公表した「2019年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2019年6月30日現在の当社の発行済株式総数(13,869,200株)に対する割合(小数点第三位を四捨五入)をいいます。

(4) 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

① 異動前の所有株式数	400株(出資比率:100%)
② 譲渡株式数	196株
③ 譲渡価額	177.87百万円 但し、効力発生日時点での対象事業の資産・負債の状況により価格調整を行います。
④ 異動後の所有株式数	204株(出資比率:51%)

(5) 本株式譲渡に係る割当ての内容と根拠等

① 割当て内容の根拠及び理由

本株式譲渡は金銭を交付いたします。

根拠及び理由につきましては、下記②算定に関する事項 b. 算定の概要をご覧ください。

②算定に関する事項

a. 算定機関の名称並びに当社及びUCCホールディングスとの関係

当社は、当社及びUCCホールディングスから独立した第三者機関である太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社（以下「太陽グラントソントン・アドバイザーズ」という。）を選定し、2020年1月31日付けで、「株式価値に関する分析報告書」（以下「評価本報告書」という。）を取得しました。

太陽グラントソントン・アドバイザーズは当社及びUCCホールディングスの関連当事者には該当せず、本株式譲渡に関して記載すべき重要な利害関係は有していない第三者算定機関であります。

b. 算定の概要

DCF法は、対象会社の事業計画から将来のキャッシュフローを算定し、現在価値に引き戻したもので構成しており、算定時の経済環境・資本コストや負債コストを相対的に勘案し、更に所属する業界特有の環境を加味することが可能であることから、当社は、本株式譲渡にあたり、DCF法が最適との判断をいたしました。

太陽グラントソントン・アドバイザーズは、DCFにおいてキューリグ関連事業について、当社が作成した2020年度～2024年度までの計画に基づく将来キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値を評価しています。また、DCF法における継続価値の評価にあたっては永久成長率を採用しています。

これらを基にした評価は、当社独自で成長性を見込んだ計画に基づいた場合、事業価値で394百万円～637百万円、また外部環境等を加味し買主と協議している計画に基づいた場合、事業価値で283百万円～507百万円になります。当社は市場環境及び当社の現状を考慮し、後者に妥当性があると判断いたしました。

また、この場合本株式譲渡の株式価値は138百万円～248百万円となります。加えて価格決定にあたっては事業価値ベース及び株式価値ベースの評価の他、本吸収分割にて分割準備会社が受け入れる資産・負債の帳簿価額を参考にしております。

当社は、買主であるUCCホールディングスとの交渉によって、双方が一致する価格を見出したものであります。その後の取締役会にて、交渉によって成立した譲渡価額は本株式譲渡をするには十分妥当であるとの判断に至り決議いたしました。

③上場廃止となる見込み及びその理由

本件により、当社が上場廃止となる見込みはありません。

④公平性を担保するための措置

本株式譲渡の実施にあたり、当社は第三者算定機関である太陽グラントソントン・アドバイザーズに評価を依頼し、その評価結果を参考として、買主であるUCCホールディングスと合意した内容により本株式譲渡を行うことを2020年1月31日開催の取締役会で決議いたしました。

⑤利益相反を回避するための措置

当社取締役会では、利益相反を回避するために適切な措置を講じたうえで本株式譲渡を実施する予定です。

また、当社の取締役のうちUCCホールディングスの取締役でもある上島豪太氏並びに志村康昌氏の2名は、利益相反回避の観点から、当社における本株式譲渡契約の締結に係る意思決定に参加せずに決議いたしました。

V. 本件取引の今後の見通し

本件取引による業績への影響は未定ですが、今後、業績に与える影響が確定次第速やかに開示いたします。

VI. 支配株主との取引等に関する事項

1. 支配株主との取引等の該当性及び少数株主保護の方針に関する指針への適合状況

UCCホールディングスが当社の親会社であるため、本件取引は、支配株主との取引等に該当いたします。

なお、2019年4月9日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下の通りです。

『親会社であるUCCホールディングスとの関係につきましては、相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ連携を図るとともに、UCCグループ間の取引等につきましては、法令及び社内規程に従い適切に行うことを基本方針としております。なお、営業上の取引を行う場合には、取引条件及びその決定方法につきましても、他の取引先と比べて著しく相違することのないように留意した上で、その是非を取締役会にて判断しております。』

この点、当社は、従来から親会社であるUCCホールディングスとの間で、自由な事業活動を阻害されるような状況にはなく、親会社とは独立の立場を堅持し、取引を行っていると認識しております。

本件取引についても同様に、UCCホールディングスからの経営の独立性確保に努めており、以下「2. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」に記載の措置を実施しており、また以下「3. 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の通り、当社独立役員である山根一城氏及び鶴谷明憲氏から少数株主にとって不利益でない旨の意見書を受領しており、上記の当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

2. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本株式譲渡における分割準備会社の事業価値及び譲渡価額の公平性・妥当性を担保するための措置として、第1に当社または関係人が利害関係のない外部の第三者である太陽グランドソントン・アドバイザーズに事業価値の算定を依頼しました。譲渡価額の算定方法については、分割準備会社が非上場会社であり、設立後間もないことから、分割準備会社の事業計画における収支見込をベースに、将来生み出すことが可能なフリーキャッシュフローの現在価値を用いたDCF法による評価を採用しております。なお、譲渡価額は本算定機関が算出した分割準備会社の事業価値の範囲内であり、本吸収分割にて分割準備会社が受け入れる資産・負債の帳簿価額についても参考にした上でUCCホールディングスとの協議により決定しております。

第2に、当社は、譲渡価額の公正性その他本件取引の公正性を担保するため、当社、UCCホールディングスから独立した法務アドバイザーとして新樹法律事務所を選定し、新樹法律事務所より、本件取引の法的公正について助言を受けるとともに当社の取締役会における意思決定の方法及び過程を含む本件取引の諸手続について法的な観点から助言を得ております。

第3に、当社の取締役のうち、親会社であるUCCホールディングスの取締役でもある上島豪太氏並びに

志村康昌氏の2名は、本件取引について「特別の利害関係を有する取締役」（会社法第369条第2項）に該当いたします。このため、利益相反を回避する観点から、本件取引に関する議案の審議及び決議には参加しておりません。また、これらの取締役は、当社の立場において本件取引に関する協議及び交渉にも参加しておりません。

第4に、当社は、本件取引に関する検討を行うにあたり、当社の支配株主であるUCCホールディングスと利害関係を有しない当社の社外取締役であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）に独立役員として届け出ている山根一城氏及び鶴谷明憲氏に対して以下VI. 3に記載の通り諮問し、東京証券取引所の定める規則に基づき、本件取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないとの意見をいただきました。

3. 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は独立役員である山根一城氏及び鶴谷明憲氏に対して、本件取引が、当社の少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問をし、この点について意見書を提出することを依頼しました。

当社は、当社の独立役員である山根一城氏及び鶴谷明憲氏より、①当社取締役会及び担当者から「I. 本件取引の概要」に記載される通りの説明を受け、本件取引は、当社にとって経営上の必要性及び合理性があり、本件取引が当社の企業価値の向上に資すると判断することに特段不合理と認められる点はないため、本件取引の目的が正当であると認められ、かつ、②第三者評価機関による事業価値を基準とした譲渡価額の協議や取締役会の審議及び決議に本件取引に利害関係を有する取締役は参加しないこと等、本件取引に係る意思決定過程の手続は公正であると認められる、また③本株式譲渡の条件について独立した第三者評価機関により算定されている金額のレンジ内に入っていることから妥当性が認められ、本件取引が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を本日付で入手しております。

以上

（参考1） 意見書

第1 諮問事項

本日開催予定の株式会社ユニカフェ（以下「当社」という。）の取締役会（以下「本取締役会」という。）において、当社の100%子会社として株式会社ユニカフェ・カプセル事業分割準備会社（以下「分割準備会社」という。）を新たに設立し、昨年1月4日付けでUCCグループより当社が取得したキューリグ関連事業のうち販売機能（以下「対象事業」という。）に関する権利義務の一部を承継させる「吸収分割契約書」（以下「本吸収分割契約」といい、当該吸収分割を「本吸収分割」という。）及び、本吸収分割契約の締結と同時に、当社と親会社であるユーシーシーホールディングス株式会社（以下「UCCホールディングス」という。）との間において、本吸収分割の効力発生日である2020年4月1日（予定）に当社が保有する分割準備会社の株式の一部をUCCホールディングスに譲渡する「株式譲渡契約」（以下「本株式譲渡契約」といい、当該譲渡を「本株式譲渡」という。）

（以下総称して「本件取引」という。）を決定すること（以下「本決定」という。）が、当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるか。

第2 当職らの意見

本決定は、当社の少数株主にとって不利益なものでないとする。

第3 理由

本意見書においては、まず、(1)本件取引の目的の正当性（本件取引が当社の企業価値の向上に資するか否かを含む。）、(2)本件取引の手続の適法性及び公正性、並びに(3)本件取引の条件の妥当性を検討し、これらを総合的に考慮した上で、本決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるか否かについて判断する。

1. 本件取引の目的の正当性（本件取引が当社の企業価値の向上に資するか否かを含む。）

当社の2019年12月27日付「当社キューリグ関連事業の会社分割及び新設会社の株式の譲渡に関する基本合意書締結のお知らせ」と題するプレスリリース（以下「本プレスリリース」という。）、当社から開示された関連資料その他当職らが当社取締役会や担当者から受けた説明によれば、当社は、「コーヒーをコアに人と環境にやさしい企業を目指す」の企業理念の下、収益構造の改善と内部統制の強化に注力するとともに、「飲むことを楽しむ」というコーヒーの新たな価値「Fun to Drink」をテーマとし、「その上のコーヒー」を常に追い続け、チャレンジを続けている。

具体的には、国内において主力の工業用コーヒーの取扱数量の増加によるシェアの拡大に注力し、業務用コーヒー・家庭用コーヒーの分野においては、OEM製品、NB・PB製品の販売に注力し、新しいコーヒーの価値「Fun to Drink」を提供するバリュープロバイダーとなるべく、新規取引先の開拓と既存取引先に対する新製品提案を推進している。

他方、当社のコーヒー事業を取り巻く環境は、コンビニエンスストア各社によるカウンターコーヒーの拡大や小型ペットボトルコーヒーが清涼飲料市場で急速に存在感を強めたことにより、従来の缶コーヒーの購買客層とは異なる若年層や女性などへの販路が拡大、大手カフェチェーン、郊外型高級カフェを営むカフェ業態が店舗数を伸ばす等コーヒー業界に大きな変化が起きている。また家庭内においても一杯抽出型マシンやドリップコーヒーバッグなどの飲み方の多様化が進んだことにより、一杯抽出型マシンの普及拡大、ドリップバッグの市場成長などを背景にレギュラーコーヒー市場が加速度的に伸長し、コーヒー業界の成長を牽引している。

このような環境下で、コーヒー焙煎業に特化した当社は、この大きな変化に適応できるようなてより進むべき方向性を模索しており、2018年2月14日の開示の通り、『一杯抽出事業（シングルサブ事業）』と呼ばれる分野に、進出することに決め、2019年1月4日よりこの一環として、UCC上島珈琲株式会社及びその子会社であったキューリグ・エフイー株式会社との間で、キューリグ関連事業を継承している。

これは、①製造機能、②販売機能、③管理機能による三つの機能が分散していたこれらのキューリグ関連事業の機能を当社に集約することにより、キューリグ関連事業に関して一体的且つ効率的な運営を行うことに加え、当社のユニークな立ち位置を活かして、外部ブランドパートナー及びビジネスパートナーとのアライアンスにより、他の一杯抽出事業と差別化を図ることを目指したものであるとのこと。

なお、キューリグ関連事業は、Keurig Dr Pepper Inc.（NYSE 上場）グループが全世界で展開している一杯抽出型事業の日本国内における事業であり、焙煎されたレギュラーコーヒーをカプセル型パックに注入した『K-CUP』と呼ばれる製品と、その『K-CUP』を装填して一杯ずつ飲用するための専用の抽出マシンを販売する事業であるとのこと。

これらの状況を踏まえて、さらに当社から今回開示された関連資料その他当職らが当社取締役会や担当者から受けた説明によれば、当社は、2019年度においてコアコンピタンスである『味の均一性・再現性』をキューリグ関連事業においても優位に展開すべく、コーヒーは基より紅茶・日本茶の分野において全国にチェーン展開している企業や地域に密着しているコーヒー焙煎業のトップブランドと組み、既に2019年度末現在で11ブランド13SKUのキューリグカプセルを発売し、キューリグ関連事業の価値向上に注力している。2020年度においても更に新たなブランドパートナーとの連携を鋭意進めており、キューリグカプセルを市場に投入すべくディストリビューターとも積極的に連携し、具体的に差別化を図ることを目指してきたとのこと。

今回、本件取引については、このような事業戦略の中で、一杯抽出事業を取り巻く市場環境は競争が激化している一方、市場は急速なスピードで拡大することが見込まれております。その環境の変化に対して、当社は

ブランドパートナー・ディストリビューターと共に更なる成長戦略を実行することが不可欠であり、そのための組織強化や経営資源の確保のため、UCCグループ各社のリソースへのアクセスが必要であると判断したものであるとのこと。

したがって、本件取引は、更なる成長のためのリソースの確保という当社にとって経営上の必要性及び合理性が認められ、特段不合理な点も認められない。

以上の点を踏まえると、本件取引は、当社にとって経営上の必要性及び合理性があり、本件取引が当社の企業価値の向上に資すると判断することに特段不合理と認められる点はないため、本件取引の目的は正当であると認められる。

2. 本件取引の手続の適正性及び公正性

本件取引のうち本株式譲渡は、UCCホールディングスが分割準備会社株式の一部（過半数には及ばない）を所有することで、対象事業の主要な株主としてUCCホールディングスから経営資源の提供を受けることを企図するものである。このため、当社は本決定を行うに至るまでの過程において、本株式譲渡及びUCCホールディングスに対し、以下の措置を講じることにより、本株式譲渡の手続の適法性及び公正性を確保している。

第1に、後記3のとおり、当社は、本株式譲渡において交付される譲渡価額は、公正性・妥当性を確保するため、当社及びUCCホールディングスから独立した第三者評価機関である太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社（以下「太陽グラントソントン・アドバイザーズ」という。）に対して、対象事業の事業価値の評価を依頼し、その評価結果を踏まえて、UCCホールディングスとの間で条件について協議・交渉を行った。また、当社は、太陽グラントソントン・アドバイザーズから、2020年1月31日付で「株式価値に関する分析報告書」（以下「本報告書」という。）を取得した。

第2に、当社は、譲渡価額の公正性その他本件取引の公正性を担保するため、当社、UCCホールディングスから独立した法務アドバイザーとして新樹法律事務所を選定し、新樹法律事務所より、本件取引の法的公正について助言を受けるとともに、当社の取締役会における意思決定の方法及び過程を含む本件取引の諸手続について法的な観点から助言を得た。

第3に、当社の取締役のうち、親会社であるUCCホールディングスの取締役でもある上島豪太氏並びに志村康昌氏の2名は、本決定について「特別の利害関係を有する取締役」（会社法第369条第2項）に該当することを理由として、本件取引に関する議案の審議及び決議には参加しない。また、これらの取締役は、当社の立場において本件取引に関する協議及び交渉にも参加していない。

第4に、当社は、本件取引に関する検討を行うにあたり、当社の支配株主であるUCCホールディングスと利害関係を有しない当社の社外取締役であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）に独立役員として届け出ている当職らに、東京証券取引所の定める規則に基づき、本決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるかを諮問した。当職らは、当社の担当者からの説明及び当社アドバイザーからの助言を踏まえ、関係書類の調査を行い、当該諮問事項について慎重に検討した。

なお、本取締役会においては、本意見書の内容を最大限尊重して本件取引に関する議案の審議及び決議が行われた。

以上を踏まえると、本件取引の手続は適法かつ公正であると認められる。

3. 本株式譲渡の条件の妥当性

本報告書によれば、対象事業の事業価値に係る各評価方法による譲渡価額の評価レンジは、当社独自で成長性を見込んだ計画に基づいた場合、事業価値で394百万円～637百万円、また外部環境等を加味し買主と協議している計画に基づいた場合、事業価値で283百万円～507百万円になる。当社は市場環境及び当社の現状を考慮し、後者に妥当性があると判断したとのこと。この場合、本株式譲渡の株式価値は138百万円～248百万円である。

また、太陽グラントソントン・アドバイザーズによれば、譲渡価額の評価にあたり、対象事業に係る事業計画、その他譲渡価額の評価に必要な情報を入手し、事業計画の有用性分析を実施したとのことである。したが

って、太陽グラントソントン・アドバイザーズによる譲渡価額の評価の方法及び過程において特段不合理な点は認められない。

そして、当社は、太陽グラントソントン・アドバイザーズによる譲渡価額の評価結果の他、本吸収分割にて分割準備会社が受け入れる資産・負債の帳簿価額についても参考に加えて、譲渡価額は、買主であるUCCホールディングスとの交渉によって、双方が一致する価格を見出したものであることから、本株式譲渡の譲渡価額は妥当であると判断するに至った。(なお、本吸収分割の効力発生日時点における対象事業の資産・負債の状況により譲渡価額は調整される予定である)。

これらの経緯に鑑みれば、当社は、当社の少数株主の利益を保護する観点から、UCCホールディングスとの間で譲渡価額その他本株式譲渡に関する条件について実質的な交渉を行っていることと評価することができる。また、当社とUCCホールディングスとの間で最終的に合意される予定の譲渡価額は、本報告書における評価結果のレンジの範囲内であることを考慮すれば、結論として妥当であり、当社の少数株主の利益を損なうものではないと考えられる。

4. 本決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるか

以上のとおり、(1)本件取引の目的は正当であると認められること、(2)本件取引の手続は適法かつ公正であると認められること、及び(3)本件取引の条件は妥当であると認められることを総合的に考慮すれば、本決定は、当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる。

第4 留保事項

本意見書における当職らの意見は、以下の留保事項に服する。

- (1) 本意見書の内容は、本意見書の作成日現在までに当職らに説明された事実関係及び当職らに提出された資料の記載に依拠しており、これらの事項が全て真実かつ正確であることを前提とし、当職らは独自の事実調査を行っていない。なお、当職らに提供された事実関係や資料に重大な誤りがある場合、又は本件取引に関する重要な事実関係や資料が当職らに提供されていない場合には、本意見書における当職らの意見を維持できない可能性がある。
- (2) 当職らは、本意見書において、本件取引に直接又は間接に関連する会計上又は税務上の問題について、何らの意見を述べるものではない。
- (3) 本意見書は、本取締役会における本件取引に関する議案の審議の参考に供するために作成されたものであり、それ以外のいかなる目的にも用いられてはならない。当職らの事前の書面による承諾なく、本意見書は貴社及び貴社の弁護士並びに東京証券取引所以外の第三者に対して開示されてはならない。但し、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、当職らから本意見書記載の意見を取得していること、本意見書の概要その他東京証券取引所から記載を要請された事項について、貴社が自己の適時開示書類に記載する場合を除く。

(参考2) 当期連結業績予想(2019年11月14日公表分)及び前期連結実績

(百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 (2019年12月期)	19,111	110	116	62
前期実績 (2018年12月期)	—	—	—	—

(注1) 当社は、2018年12月期は連結財務諸表を作成していないため、前期実績は記載していません。